

交渉の議事要旨

(開催日時)

令和元年8月8日（木） 13：30～14：26（56分間）
(開催場所)

網走開発建設部 第1C会議室

(出席者)

当局側（網走開発建設部）
村上 昌仁（部長）、村越 慶次（総務担当次長）、中村 幸治（総務課長）
職員団体側（全北海道開発局労働組合網走支部）
中村 潤一（副執行委員長）、穴沢 香（書記長）、小川 英人（執行委員）
佐藤 香織（執行委員）

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における心の健康づくりに関する復職支援の推進について
- 3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について
- 4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答（別紙のとおり）。

(要旨)

【議題1 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 今年度の超過勤務の状況について聞きたく。

(当 局) 6月末時点の一月当たりの平均超過勤務時間は、昨年度の同時期と比較して減少している。

(職員団体) 超過勤務の縮減に向けた方策について聞きたく。

(当 局) 超過勤務が多い課所や職員について、定期的に要因を分析し、業務配分の見直しや計画的な業務処理などにより業務の平準化を図り、超過勤務の縮減に努めるよう管理者を指導しているところである。

また、管理者と職員の双方が超過勤務縮減意識を高めていくことも重要であると考えており、職員とのコミュニケーションを図りながら円滑な進行管理に努めるとともに、職員の健康管理にも配慮するよう、管理者を指導しているところである。

(職員団体) 平日に超過勤務をさせないため、週休日に出勤して業務処理することを促す管理者がいると聞いている。超過勤務をさせないために週休日に出勤を促すことは問題ではないか。

(当 局) 超過勤務をさせないために週休日に出勤を促すことはあってはならないが、長時間の超過勤務が続く場合、職員とのコミュニケーションをはかりつつ、疲労の蓄積状況等に配慮して週休日に勤務時間を割り振って業務処理することはあり得ると考えている。

(職員団体) 職場では超過勤務時間は正しく申告しにくい雰囲気がある。管理者は職場の実態をよく把握すべきだ。

(当 局) 超過勤務を縮減していくためには、管理者と職員が共に働き方を考えていくことが大切だと考えている。超過勤務の上限時間が設けられ、管理者によるマネジメントが一層重要になってくるので、業務の進捗状況の把握や、きめ細かな進行管理、勤務時間管理の徹底に努めるよう管理者を指導していきたい。

【議題2 当部における心の健康づくりに関する復職支援の推進について】

(職員団体) メンタル系疾患により、繰り返し休職せざるを得ない実態がある。休職者が職場復帰する際の対策を聞きたい。

(当 局) 職員が職場復帰する際は、具体的な判断基準を定め、健康管理医や主治医、家族と連携し、試し出勤の実施や復帰後の業務内容を検討した上で、復帰時期を判断しているところである。

【議題3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について】

(職員団体) ハラスメントをする側と、受ける側でハラスメントに関する認識の差が大きいことが問題である。当局の防止対策を聞きたい。

(当 局) ハラスメントを防止するためには、職員一人ひとりが、ハラスメントに対する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、引き続き、意識の醸成に取り組んでいきたい。

【議題4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 育児休業を取得しやすい職場環境の整備を求める。また、育児休業中の職員に対するフォローの状況について聞きたい。

(当 局) 当局としても、引き続き、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めていきたい。また、育児休業中の職員には、少なくとも1年に1回は面談を行って、復職等に関する相談を受けるなど、育児休業後に円滑に復帰できる職場環境整備に取り組んでいるところである。

※文責は北海道開発局網走開発建設部当局（相手方未確認。今後修正があり得る）

**交渉議題に係る回答メモ
(2020年度勤務条件改善に関する要求)**

令和元年8月8日

1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素化・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイム制の活用など、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、人事院規則等に定められた上限時間踏まえるとともに、職員の健康を害しないよう考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 当部における心の健康づくりに関する復職支援の推進について

職員の心身の健康の保持増進については、業務を円滑に遂行していく上で重要な事項である。

特に、心の健康づくりについては、メンタルヘルス教育の実施や心の健康に関する情報の提供などにより職員の理解と知識を深めるとともに、ストレスチェックの実施やカウンセリング制度・健康管理医（精神科医）による心の健康相談の利用を図り、予防と早期発見・早期対応に努めていく考えである。

また、長期にわたって病気療養した職員については、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

3. 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について

ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

ハラスメントの防止に当たっては、管理者・職員の双方において、ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、各種の会議や研修等の機会を捉えて周知啓発を図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。

4. 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働くような環境づくりを目指し、取組を推進しているところであります。各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等をインターネットへ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。